

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和2年10月6日(火曜日)

号外第56号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○監査委員公表

監査の結果により講じた措置について

1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第20号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和2年10月6日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田眞晴
同 吉川知恵子
同 梅沢裕之
同 小野寺慎一郎

1 措置の対象となった監査の結果

令和元年12月3日（神奈川県公報号外第42号）神奈川県監査委員公表第13号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会、収用委員会及び公安委員会を除く73か所（既報告の12か所を除く。）に係る119事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和元年8月28日 (令和元年7月10日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成31年執行統一地方選挙における選挙長への報酬1件、10,600円について、誤って全額を所得税及び復興特別所得税として控除したため、相手方に支払われていなかった。	不適切事項については、システム入力の際及び確認不足によるものであり、令和元年10月21日に税務官署から誤納分の還付を受け、同年11月11日に正しい額を相手方に支払った。 今後は、このようなことがないよう、入力者による確認及び複数の職員による確認の徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。
自治振興部市町村課	令和元年8月28日 (令和元年7月17日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、第19回統一地方選挙に係る臨時啓発用ポスターの印刷及び配布契約（契約額1,718,984円）について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名して新たな指名競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を締結していた。	不適切事項については、契約事務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	平成31年4月22日 (平成31年2月26日から同年3月1日まで職員調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、平成29年度古都緑地等緊急防災対策工事県単（その11）の設計額の積算に当	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 工事事務については、設計書作成過程において、確認が不十分であったことから、設計額が過小にな

購読料

一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部一、〇〇九円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

		<p>たり、法面工の法枠工について、当初設計に引き続き、変更設計においても誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額(47,487,600円)が1,317,600円過小であった。</p> <p>2 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 電柱の設置などのための行政財産の使用許可及び普通財産の貸付けに当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う変更許可を行っていないものが47件、変更契約を締結していなかったものが1件あった。また、これらのうち、行政財産の使用許可2件及び普通財産の貸付け1件については、改正前の使用料又はこれに基づき算定した貸付料を徴収した結果、使用料2件及び貸付料1件、1,396円が徴収不足であった。</p> <p>(2) 行政財産の使用許可に当たり、処分に不服がある場合に審査請求できる期間を誤って教示していたものが10件あった。</p>	<p>ったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 変更許可等を行っていないこと、及び使用料等が徴収不足であったことについては、条例改正に伴う手続の確認が不足していたことによるものであり、平成31年3月29日までに変更許可等を行い、徴収不足分については、令和元年5月9日までに収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 審査請求できる期間を誤って教示していたことについては、使用許可の更新手続の際に、許可書を行政不服審査法改正前の電子ファイルにより作成したため、審査請求できる期間を誤って教示したものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県県央地域県政総合センター	平成31年4月26日及び令和元年7月11日(平成31年3月11日から同月14日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 行政資料の複写代として領収した現金2件、220円について、神奈川県財務規則の定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。</p> <p>(2) 暖房施設等庁費立替収入の収入未済1件、1,615円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可(2台、1.82㎡)に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 神奈川県財務規則の定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかったことについては、納付期限は認識していたものの、他の業務に追われ、指定金融機関等への納付を失念したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、毎週一定の曜日、時間に、指定金融機関等への納付の有無を、複数の職員で確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかったことについては、神奈川県財務規則の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則等の根拠法令を再度確認し担当職員全員で認識を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、施設財産部長通知の理解が不足していたことによるものである。</p> <p>なお、令和元年6月18日に設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、配慮の必要性を検証した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県県西地域県政総合センター	平成31年4月25日(平成31年3月5日から同月8日まで職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、管類(ガス管等)設置に係る行政財産の変更使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則の規定に反した端数処理を行ったため、使用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより使用料1件、45円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項については、財産管理事務における関連規定の理解が不十分であったことによるものであり、過誤納分45円は平成31年4月2日に還付した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、財産管理事務の情報を職員相互で共有するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
組織人材部職員厚生課	令和元年8月29日 (令和元年7月19日)	(不適切事項) 契約事務において、週刊「日本医	不適切事項については、複数の職員による確認が不

	職員調査)	事新報」の年間定期購読契約(契約額35,316円)の履行確認に当たり、支出負担行為に係る伺いに検査印の押印をしていないものがあった。	十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、書類の受渡しのために使用している「受渡簿」に履行確認日を明記するよう改善し、複数の職員により確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。
財政部税制企画課	令和元年8月29日 (令和元年7月25日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、川崎県税事務所及び小田原県税事務所における庁用自動車の売払いに係る収入(計3件59,700円)について、歳入科目として(目)物品売払収入とすべきところ(目)雑入としたため、当該県税事務所が誤った科目で収入していた。	不適切事項については、収入の内容や性格に関する検討が不十分であったため、(目)雑入で収入していたものであり、歳入科目を新たに設定し、令和元年5月17日及び同月21日に科目更訂を行い、正しい科目で決算を行った。 今後は、このようなことがないように、収入の内容や性格を踏まえ、適切に歳入科目を設定するとともに、各県税事務所との連携を十分に図りながら、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県緑県税事務所	令和元年9月17日 (平成31年3月22日職員調査)	(要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)	要改善事項については、令和2年度の契約から長期継続契約に移行し、競争入札を実施することとした。
神奈川県自動車税管理事務所	令和元年8月28日 (平成31年3月25日職員調査)	(要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)	要改善事項については、令和2年度の相模駐在事務所及び湘南駐在事務所における機械警備業務委託契約から長期継続契約に移行し、競争入札を行うこととした。

(3) 暮らし安全防災局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
防災部災害対策課	令和元年7月24日 (令和元年6月12日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、平成30年9月分電気料金22,537円の支払に当たり、口座振替指定日までに支払を行っておらず、その結果、口座振替割引取消額54円を支払っていた。また、同年10月分電気料金について、電力会社への口座振替依頼を失念していたため払込票での支払となり、口座振替割引(54円)を受けられなかった。	不適切事項については、執行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行管理表を改善し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県温泉地学研究所	平成31年3月8日 (平成31年3月7日及び同月8日職員調査)	(要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随	要改善事項については、令和2年度の機械警備業務委託契約から、長期継続契約に移行し、競争入札を実施することとした。

		<p>意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)</p>	
神奈川県総合防災センター	平成31年3月15日(平成31年3月14日及び同日15日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に伴う光熱水費立替収入の調定に当たり、平成30年11月分について、徴収額の計算を誤ったため、2件、12,234円を過大に徴収していた。</p> <p>2 契約事務において、環境装置(排煙装置)保守点検業務委託契約(長期継続契約、契約総額2,980,800円)の平成30年度分の履行確認に当たり、仕様書で定められた業務完了前に履行済みとして検査を行い、契約額全額を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、確認が所属として不十分であったことから、計算を誤ったものであり、過大徴収分については、平成31年3月25日に還付した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、契約書、仕様書の内容の確認が所属として不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(4) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和元年8月26日(令和元年7月16日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、かながわアートホール舞台照明設備主幹調光器盤改修工事に係る工事請負契約(契約額32,378,400円)の前払金12,950,000円の支払について、契約で定められた期限までに支払っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、工事執行に係る支出事務における認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、工事請負契約書及び関係規定を十分に確認するとともに、支出事務に係る進行管理を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
国際課	令和元年8月26日(令和元年7月16日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可(2台、2.75㎡)に当たり、一般競争入札の例外的な取扱いとして、施設財産部長通知により設置者を特定する配慮の必要性がある場合に、設置者に自動販売機の収支状況を報告させ、継続的に配慮の必要性を検証することを条件として使用許可が認められているにもかかわらず、検証の基礎となる自動販売機の収支状況を提出させておらず、配慮の必要性を検証していなかった。</p> <p>2 県と横浜市が共有する地球市民かながわプラザ敷地に係る行政財産の使用許可に当たり、共有持分割合を考慮せずに使用料を算定したため、使用料を誤って許可しているものがあった。これにより使用料1件、843円を過大に徴収していた。</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 自動販売機の使用許可に当たり、配慮の必要性を検証していなかったことについては、財産管理に関する通知等に係る担当者の理解が不十分であったことによるものである。 なお、収支状況については、設置者から令和元年11月29日に報告を受け、配慮の必要性を検証した。 今後は、このようなことがないよう、財産管理に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 使用料を誤って許可していたこと及び使用料を過大に徴収していたことについては、使用料の計算において、算定方法の確認が不十分であったものであり、令和元年11月13日に変更許可を行い、過大に徴収した使用料については、同年12月24日に返還した。 今後は、このようなことがないよう、財産経営課が開催する財産管理事務担当者に対する研修を積極的に受講させ、担当者の財産管理に関する理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
文化課	令和元年8月26日(令和元年7月17日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、行政財産の使用許可の処理を行わないまま看板が設置されているものが2件あった。これにより、平成30年度の使用料2件、10,225円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項については、財産管理事務における担当者の認識が不足していたことによるものであり、令和元年11月26日に使用許可を行い、使用料相当分については、同年12月17日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、財産経営課が開催する財産管理事務担当職員に対する研修を積極的に受講させ、職員のスキルを向上することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

(5) スポーツ局

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
スポーツ課	令和元年7月23日(令和元年6月11日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 行政財産の使用許可の更新に当</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 使用料の算定を誤って許可し、これを修正するた</p>

		<p>たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（以下「条例」という。）改正後の新単価を適用すべきところ旧単価を適用したため、使用料の算定を誤って許可し、これを修正するための変更使用許可が3月を超えて遅延しているものが1件あった。</p> <p>2 条例改正に伴う行政財産の変更使用許可及び普通財産貸付契約の変更に当たり、平成30年3月31日までにやるべきところ、3月を超えて遅延しているものが4件あった。</p>	<p>めの変更使用許可が遅延したことについては、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）改正後も経過措置により旧単価が適用されると誤認するとともに、所属におけるチェック機能も十分働かなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、主任1名、副主任2名の事務体制とすることでチェック機能を高めるとともに、財産取扱主任研修会を複数名で受講することで、主任・副主任等の情報共有を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 行政財産の変更使用許可及び普通財産貸付契約の変更が遅延したことについては、条例施行規則改正後も経過措置により旧単価が適用されると誤認し、変更使用許可及び契約変更を失念するとともに、所属におけるチェック機能も十分働かなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、主任1名、副主任2名の事務体制とすることでチェック機能を高めるとともに、財産取扱主任研修会を複数名で受講することで、主任・副主任等の情報共有を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
--	--	---	--

(6) 環境農政局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和元年8月22日 (令和元年6月25日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、キャビネット等の購入契約（契約額83,176円）の執行に当たり、配送費（4,698円）も含めた全額を「(節)需用費」とすべきところ、配送費を「(節)役務費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、省エネ家電買替普及リーフレット改訂版印刷契約（契約額135,000円）の支出命令に当たり、神奈川県財務規則で規定している請求書を添付していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、執行科目に関する理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、組織が一体となって歳出予算執行依頼票の内容確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、書類確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
環境部環境計画課	令和元年8月22日 (令和元年7月2日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、キャビネット等の購入契約（契約額83,176円）の執行に当たり、配送費（4,698円）も含めた全額を「(節)需用費」とすべきところ、配送費を「(節)役務費」で執行していた。</p> <p>2 支出事務において、省エネ家電買替普及リーフレット改訂版印刷契約（契約額135,000円）の支出命令に当たり、神奈川県財務規則で規定している請求書を添付していなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予算の執行については、会計事務の手引の役務費に係る説明事項の「物品を購入する場合、それに付随する送料は、当該科目とする。」の「当該科目」を役務費と解釈してしまったこと、また、執行における確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事務担当職員の経理事務に対する理解を深めるため、必要な研修の受講などを徹底していくとともに、事業担当職員、執行担当職員及び決裁者、それぞれが神奈川県財務規則の規定を十分確認することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 支出事務については、適切な確認を行わず、納品書を請求書と誤認識し執行依頼をしたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による書類確認を十分に行い、適正な事務執行に努めることとした。</p>
緑政部森林再生課	令和元年8月22日 (令和元年7月5日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>林業・木材産業改善資金助成法に基づき実施している林業・木材産業改善資金貸付事業について、当面貸付需要が見込まれない多額の貸付原資が神奈川県林業改善資金会計に林業・木材産業改善資金として保有され、活用されないまま滞留している状況であった。</p> <p>(以下令和元年12月3日（神奈川県公報号外第42号）神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)②のとおり。)</p>	<p>要改善事項については、林業改善資金会計に林業・木材産業改善資金として保有している貸付原資について、令和元年10月7日に国へ3,000,000円の自主納付を行うとともに、同月18日に一般会計へ1,500,000円の繰出しを行い、資金規模の適正化を図った。</p> <p>また、今後については、毎年度の当該貸付原資の繰越率を基準に自主納付等を検討することとし、併せて、貸付対象となる事業者に資金制度の周知を行い、資金需要の掘り起こしに努めることとした。</p>

農政部水産課	令和元年8月22日 (令和元年7月1日職員調査)	(不適切事項) 予算の執行において、日刊水産経済新聞の年間購読料68,688円の執行に当たり、支出負担行為として整理する時期が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事前に対象案件を網羅した確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。
出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項			
監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県環境科学センター	令和元年5月10日 (令和元年5月9日及び同月10日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、空調自動制御機器及び中央監視装置保守管理業務委託(契約額1,708,954円)の入札に当たり、最低制限価格を設けることができる場合に該当しないにもかかわらず、これを設けていた。 (要改善事項) 労働安全衛生法に基づく作業環境測定業務の委託について、一括して発注することが可能であったのに、年2回の業務実施の都度発注を行い、見積合せを省略して同一業者と一者随意契約をしていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)③のとおり。)	不適切事項については、最低制限価格制度適用の要否の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、最低制限価格制度適用の要否を入札執行時に一件ごとに確実な方法で確認できるようにするため、チェックリストを改善するとともに、根拠資料の添付と該当箇所の明示を確実にすることにより、適正な事務執行に努めることとした。 要改善事項については、令和元年度の契約において、年2回の業務実施の都度発注していたことを見直して、一括して発注するよう改善した。
神奈川県自然環境保全センター	令和元年9月24日 (平成31年4月11日及び同月12日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、行政財産使用料の収入未済2件、4,182円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行しておらず、また、同使用料の収入未済1件、1,296円について、同規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行していなかった。 2 工事事務において、平成30年度宮城野林道開設工事(公共)の設計額の積算に当たり、排水施設として設置する現場打集水 ^{ます} 楯の型枠の製作・設置・撤去について、当初設計に引き続き、変更設計においても構造種別の条件区分を誤って適用して積算していたため、変更後の設計額(50,371,200円)が10,800円過大であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、定期的に収入未済一覧表を出力し回覧することにより複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。 2 工事事務については、設計業務における適用条件の確認が不足していたこと及び設計内容の点検が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員で設計の初期段階から確認作業を進め、諸条件の誤適用を防ぐとともに、設計業務の情報共有により、設計内容の確認・点検体制の強化を図り、適正な事務執行に努めることとした。
神奈川県農業技術センター	平成31年2月1日 (平成30年12月17日及び同月18日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、オープンラボラトリー使用に係る光熱水費の実費相当分として領収した現金1件、510円について、神奈川県財務規則の定める納付期限内に指定金融機関等に納付していなかった。 2 契約事務において、原木等管理業務委託契約(契約額797,000円)について、業務の一部が第三者に再委託されることを認識していたにもかかわらず、再委託の禁止を約定していた。 3 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線2本が共架されているものがあつた。これにより、平成30年度の共架柱に係る使用料2件、3,906円が徴収不足であった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を作成し、課員間で納付期限の相互チェックを徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、消毒作業は業務委託契約仕様書中の「再委託」に当たらないという認識であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、当該契約について、令和元年度からは、業務内容と契約内容が適合するよう条項の見直しを行うとともに、他の契約についても、契約内容を十分精査し、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、現況調査が不十分であったことによるものであり、平成31年2月27日に使用許可を行い、平成30年度の使用料及び使用料相当額については、同年4月5日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、随時の現況調査や電柱設置者等に共架などの管理状況についての照会などを行い、適正な事務執行に努めることとした。

<p>神奈川県農業技術センター北相地区事務所</p>	<p>平成31年2月1日 (平成30年12月11日職員調査)</p>	<p>(要改善事項) 11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。 (以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)</p>	<p>要改善事項については、令和2年度から長期継続契約に移行し、競争入札を実施することとした。</p>
<p>神奈川県立かながわ農業アカデミー</p>	<p>令和元年5月21日 (令和元年5月20日及び同月21日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯2基が共架されているものがあった。</p>	<p>不適切事項については、使用許可した電柱の使用状況の確認が不十分であったことによるものであり、令和元年5月28日に該当の防犯灯2基に対する行政財産の使用許可の手続を行った。 今後は、このようなことがないよう、管理する県有財産についてより一層の現状把握に努めるとともに、複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県水産技術センター</p>	<p>令和元年5月16日 (平成31年2月6日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 1 予算の執行において、実験廃液収集運搬委託契約(単価契約、37,800円/台)の執行に当たり、「(節) 役務費」とすべきところ、「(節) 委託料」で執行していた。 2 契約事務において、実験廃液収集運搬委託契約(単価契約、37,800円/台)及び実験廃液処分委託契約(単価契約、9,720円/20ℓ)について、両者が別契約であるにもかかわらず、処分業務に係る業者から見積書を徴することなく、収集運搬業務に係る業者(以下「収集運搬業者」という。)から収集運搬業務と処分業務を合わせた見積書を徴してそれぞれの契約を締結していたほか、収集運搬業者からの請求に基づき、処分業務に係る請求額も含めた金額を収集運搬業者に対して支払っていた。 3 財産管理事務において、水産技術センターが管理する自家用小型貨物自動車2台について、道路運送車両法等により使用者に義務付けられている6月ごとの定期点検整備が実施されていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、廃棄物処理委託における執行科目に関する規定等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 契約事務については、会計事務処理に関する規定等の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係規定等の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 3 財産管理事務については、道路運送車両法等に基づく定期点検整備について、認識が誤っていたことによるものであり、平成31年2月22日に定期点検を実施した。 今後は、このようなことがないよう、車両の点検時期の管理表における自家用小型貨物自動車に係る点検間隔を6か月に修正し、適正な事務執行に努めることとした。</p>
<p>神奈川県東部漁港事務所</p>	<p>令和元年7月4日 (令和元年5月9日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電力柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、平成30年度の共架柱に係る使用料3件、5,859円が徴収不足であった。 2 三崎漁港の漁港施設の占用許可に当たり、神奈川県漁港管理条例の規定に反した端数処理を行ったため、占用料の算定を誤って許可しているものがあった。これにより、占用料1件、55円が徴収不足であった。</p>	<p>不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。 1 行政財産の使用許可に係る使用料が徴収不足であったことについては、所属敷地内に使用許可の手続が必要な共架線が存在していることを職員が認識していなかったことによるものであり、令和元年10月25日に使用許可を行い、使用許可を受けた者と同年12月23日に「使用料相当分の遡及請求に関する協議書」を交わした上で、令和2年1月15日に平成30年度分を含む使用料相当額を収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。 2 漁港施設の占用許可に係る占用料が徴収不足であったことについては、担当者が占用料の算定用計算シートの端数処理の補正確認チェック欄の入力を誤り、また、複数の職員のチェックにおいても誤りが見過ごされていたことによるものであり、徴収不足分については、令和元年6月4日に収入した。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

神奈川県西部 漁港事務所	平成31年3月7日 (平成31年1月31日 及び同年2月1日職員 調査)	(不適切事項) 1 工事事務において、平成29年度 県営漁港整備事業(県単)監視カ メラシステム整備工事(契約額 21,038,400円)について、契約書 で定めた工期を2回にわたり延長 するに当たり、その都度新たな変 更契約を締結すべきところ、これ によらず、工事等内容変更指示書 により工期延長を行っていた。 2 財産管理事務において、漁港施 設の占用許可に当たり、神奈川県 漁港管理条例の規定に反した端数 処理を行ったため、占用料を誤っ て許可しているものがあつた。こ れにより、占用料3件、1,099円 を過大に徴収していた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 工事事務については、工期の延長に当たり、工事 請負契約書及び工事等内容変更指示書に対する理解 が不足していたことによるものであり、平成31年2 月26日に工期延長等に係る工事請負変更契約を締結 した。 今後は、このようなことがないよう、所内で工事 請負契約書及び工事等内容変更指示書への理解を深 めるとともに、工期延長が生じる場合等には直ちに 契約変更手続を行うことにより、適正な事務執行に 努めることとした。 2 財産管理事務については、漁港施設の占用料算出 過程における神奈川県漁港管理条例の改正内容の確 認が不十分であったことによるものであり、過大に 徴収した占用料3件については平成31年3月1日に 返還した。 今後は、このようなことがないよう、条例等の改 正内容を共有するとともに、複数の職員による確認 体制を強化することにより、適正な事務執行に努め ることとした。
-----------------	---	---	---

(7) 福祉子どもみらい局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和元年8月27日 (令和元年7月1日 職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、地域生活支援 事業委託契約ほか3件(契約額計 26,792,000円)について、契約期間 の開始日が平成30年4月1日である ため、会計局長通知に基づき同月30 日までに契約すべきところ、いずれ も同年5月に締結していた。	不適切事項については、委託契約に係る事業者との 調整及び進行管理が不十分であったことによるもので ある。 今後は、このようなことがないよう、事業者への説 明を十分行うとともに、進行管理を徹底することによ り、適正な事務執行に努めることとした。
子どもみらい 部青少年課	令和元年8月27日 (令和元年7月4日 職員調査)	(不適切事項) 工事事務において、もみじ坂景観 改善工事(契約額185,544,000円)の 設計に当たり、工事監理業務の委託 対象工事として必要となる委託監督 員の業務範囲や委託監督員の通知に ついて明示した特記仕様書を設計図 書として添付していなかった。この 結果、入札公告時に入札参加者に対 して委託監督員の設置の有無や業務 範囲を明示しておらず、また、契約 時に委託監督員の設置に係る通知を していなかった。	不適切事項については、工事事務に関する知識が不 十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、必要事項の確 認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化する ことにより、適正な事務執行に努めることとした。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立か ながわ男女共 同参画センタ ー	平成31年2月21日 (平成31年1月16日 及び同月17日職員調 査)	(不適切事項) 契約事務において、「かながわ女 性の活躍応援団」取組紹介冊子及び ウェブサイト制作業務委託契約(契 約額1,756,728円)の履行確認に当 たり、神奈川県財務規則に基づき検 査調書を作成しなければならない場 合に該当するにもかかわらず、これ を作成していなかった。	不適切事項については、神奈川県財務規則に基づく 検査調書の作成について理解が不十分であったことよ るものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法令等の 理解の向上に努めるとともに、複数の職員による確認 体制を強化することにより、適正な事務執行に努め ることとした。
神奈川県中央 児童相談所	令和元年9月27日 (平成31年4月18日 及び同月19日職員調 査)	(不適切事項) 1 収入事務において、児童保護措 置費自己負担金44件、554,857円及 び障害児保護措置費自己負担金8 件、57,800円について、神奈川県 財務規則の規定に反し、納付期限 後20日以内に督促状を発行してい なかった。 2 支出事務において、オーキュー バンエコほかの購入代ほか1件、 計17,118円について、政府契約の 支払遅延防止等に関する法律で定 められている期限までに支払を行	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、督促状発行の進行管理が不 十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、事案ごとに 進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を 強化することにより、適正な事務執行に努めること とした。 2 支出事務については、進行管理が不十分であつた ことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、各職員の業 務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体 制を強化することにより、適正な事務執行に努める

		<p>っていないかった。</p> <p>3 契約事務において、神奈川県児童相談所全国共通ダイヤル及び子どもテレフォン相談業務委託契約(契約額27,216,000円)について、契約期間の開始日が平成30年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年6月18日に締結していた。</p>	<p>こととした。</p> <p>3 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、各職員の業務状況を職員間で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県平塚児童相談所	令和元年5月17日 (令和元年5月16日及び同月17日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>収入事務において、職員から徴収する給食費の立替収入について、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領に基づき毎月調定すべきところ、平成31年3月分を除き複数月分をまとめて調定していた。また、平成30年4月分から同年8月分までの立替収入5件、372,073円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領の理解が不足していたことに加え、業務の進行管理が十分に機能していなかったことによるものである。</p> <p>今後は、神奈川県立児童自立支援施設等給食事務取扱要領の規定に基づき、毎月調定を行い、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	令和元年7月1日 (平成31年1月18日職員調査)	<p>(要改善事項)</p> <p>11所属における機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度で契約を締結しており、予定価格がいずれも50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。</p> <p>(以下令和元年12月3日(神奈川県公報号外第42号)神奈川県監査委員公表第13号中、第3監査の結果3(1)①のとおり。)</p>	<p>要改善事項については、令和2年度の委託契約から長期継続契約に移行し、競争入札を実施することとした。</p>
神奈川県小田原児童相談所	令和元年5月29日 (平成31年2月27日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、外部機関が実施する専門研修の受講料(1件、7,000円)について、支出負担行為の伺いにより事前に決裁を得て執行すべきところ、職員が立て替えて支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、専門研修参加の事実及び参加費用の振込締切日についての関係職員間の情報共有が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことのないよう、職員の専門研修参加については事前に全て管理課執行担当職員に回議することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立子ども自立生活支援センター	令和元年9月17日 (令和元年5月21日及び同月22日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 平成30年7月分の職員給食費に係る立替収入131件、652,258円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限を調定の日から20日以内に設定していなかった。</p> <p>(2) 平成30年5月分の職員給食費に係る立替収入1件、832円及びインフルエンザ予防接種職員負担分に係る雑入1件、1,630円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う電柱の使用許可の変更2件について、平成30年3月31日までに変更許可すべきところ、3月を超えて遅延していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、次のとおりである。</p> <p>(1) 納付期限の設定に係る誤りについては、担当者及び課内の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、課内での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>(2) 督促状を発行していなかったことについては、担当者が収入未済一覧表を出力する際に項目ごとに指定し出力していたため、発行の対象から漏れたこと、複数職員の確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、収入未済一覧表を一括で出力するとともに、複数の職員で確認を行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、担当者において条例改正に伴い使用許可の変更を行う必要があるという認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、所管課のページや全庁掲示板を日頃から確認するとともに、複数職員により情報を共有することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
神奈川県立総合療育相談センター	令和元年9月27日 (平成31年4月18日及び同月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 収入事務において、短期入所利用者自己負担金等の収入未済3件、17,066円について、神奈川県財務規則の規定に反し、納付期限後20日以内に督促状を発行しておらず、また、短期入所利用者自己負</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、督促状発行の進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事案ごとに進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めること</p>